# 1. 計画地区の名称、区域及び面積

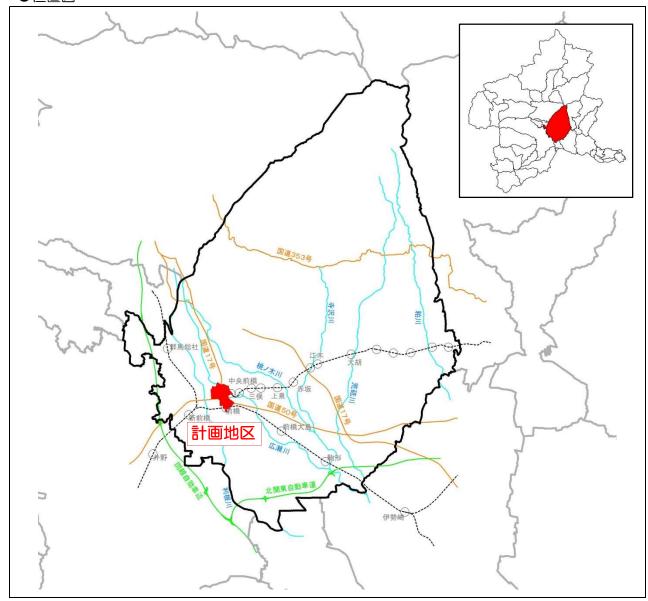
計画地区の名称 : 前橋市市街地総合再生計画区域

計画地区の区域 : 下図のとおり

計画地区の設定 : 基礎条件調査を行った結果に基づき、下記の視点で区域を設定した。

- ・ 上位関連計画における中心市街地の位置づけ(役割・機能、将来像・整備方向等)
- 中心市街地を構成する重点的な要素を骨格とする、面的な地域としてのまとまり
- 日常生活圏、徒歩圏規模(近隣住区相当面積、中心部における歩いて暮らせるまちづくり)
- 防災性の強化、交通対策、景観・環境改善、土地利用の増進が重要な市街地
- 良好な自然環境、貴重な歴史文化資産、優れた景観等の地域特性を活かせる市街地
- 公共公益施設の整備・再編動向、産業・観光・交流施設等の諸機能の連携や一体性
- 段階的、連鎖的な民間の再開発事業等による、市街地全体にわたる再生の波及効果
- ・ 都市機能・居住施設の誘導を図り、持続可能なまちづくり
- 空き家、空きビル等の遊休資産の利活用

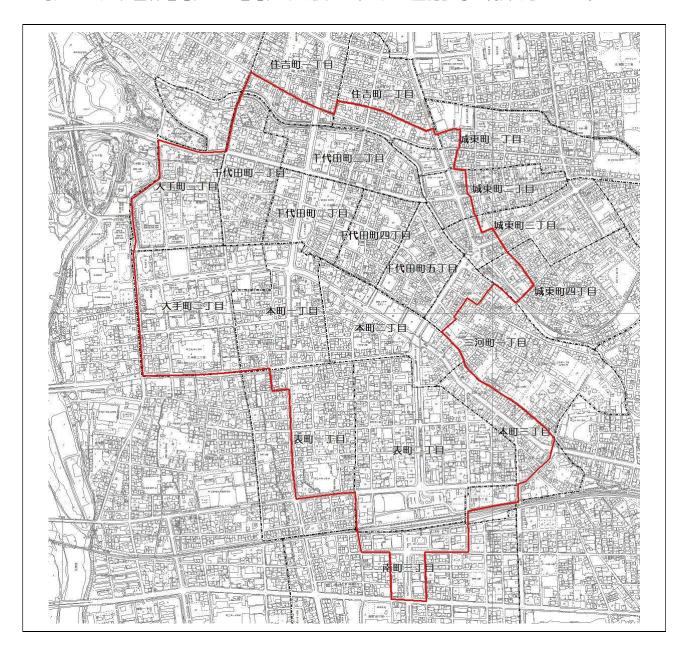
## ●位置図



#### ●計画区域図

【計画区域の面積 : 約140ha】

計画区域は、基幹道路、区画道路、河川敷、主な公共公益施設等で境界を設定した。



### ●計画期間

計画期間は、平成27年度から平成36年度までとする。(10年間)

#### ●計画地区概況図

